


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	令和3年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給事業実施要綱について		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関	財政課、情報管理課、市民課、課税課、障害福祉課、会計課				
<p>1. 要 旨</p> <p>この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、心身等への負担及び家計悪化等の損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、当該世帯の生活を支援するため給付金を支給する「令和3年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給事業」の実施に関して、必要な事項を定めるものである。</p> <p>（主な内容）</p> <p>(1) 支給対象者</p> <p>対象児童を養育する者で、次の養育要件のいずれかに該当し、かつ所得要件のいずれかに該当する者</p> <p><養育要件></p> <p>① 令和3年4月分の児童手当受給者又は特別児童扶養手当受給者</p> <p>② 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給資格認定等を受けた新規児童手当受給者又は新規特別児童扶養手当受給者</p> <p>③ その他対象児童の養育者（上記①、②以外の者で、令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童の養育者）</p> <p><所得要件></p> <p>① 令和3年度市民税均等割非課税者</p> <p>② 令和3年1月以降の家計急変者（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度市町村民税均等割非課税者と同様の事情にあると認められる者）</p> <p>(2) 対象児童</p> <p>平成15年4月2日（特別児童扶養手当対象児童は平成13年4月2日）から令和4年2月28日までに出生した児童</p> <p>※ただし、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の算定の基礎となった児童は除く。</p> <p>(3) 支給額 児童1人につき一律5万円</p> <p>(4) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(5) 影響及び効果</p> <p>低所得の子育て世帯の生活を支援することにより、福祉の増進を図ることができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年5月28日 東京都から、実施に係る通知（令和3年5月28日付厚生労働省子ども家庭局長通知）を收受 令和3年6月23日 令和3年度補正予算（第4号）可決 						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに制定事務を行いたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。